建築基準法第４３条第２項第２号許可に必要な図書等

建築基準法第４３条第２項第２号の規定に基づく建築許可を申請する場合は、事前に「事前審査申出書」を提出し、審査後に「許可申請書」を提出してください。また、事前審査、許可申請、建築審査会には、それぞれ次の図書が必要となります。

１．事前審査に必要な図書（**１部**）

⑴　事前審査申出書（別紙）

⑵　許可申請書（施行規則第４３号様式）

⑶　添付図書

ア　案内図

イ　公図（写し）

ウ　周辺状況図

エ　配置図

オ　各階平面図

カ　立面図

キ　断面図

ク　仕様書

ケ　公共下水道台帳図

コ　その他

サ　現況写真（通路入口から終端までおよび申請地の状況がわかるもの）

※　それぞれの図書に明示すべき主な事項は、別紙を参照してください。

２．許可申請に必要な図書（**正・副、計２部**）※許可申請手数料　33,000円

⑴　許可申請書（施行規則第４３号様式）

⑵　添付図書（ア～コ）

⑶　委任状（必要な場合）※要押印

注意事項：許可後の訂正、計画の変更等は原則できません。

３．建築審査会に必要な図書（最終版を下記アドレスにデータで提出ください）

⑴　添付図書（ア～コ）（PDF）

⑵　現況写真（サ）（JPG、PNG形式等の画像データ）

問い合わせ：草加市都市整備部建築安全課建築指導係
電　　話：０４８－９２２－１９５８（直通）
メ　ー　ル：kenchikuanzen@city.soka.saitama.jp

令和５年１月版

図書の種類		規格	明示すべき主な事項	備考
許可申請書		Ａ４縦	・第二面の【5.道路】欄には通路の内容を記載 ・第二面の【15.備考】欄に、工事監理者について明記	（例）【イ.幅員】　通路幅員　4.000m
ア	案内図	Ａ４縦 （北を上）	・方位 ・法第４３条第２項第２号通路（以下「通路」という）の位置 ・申請地の位置	通路全域を黄色（透過）で着色の上「法第４３条第２項第２号通路」と明記 申請地を赤色で縁取りの上「申請地」と明記
イ	公図（写し）	Ａ４縦 （北を上）	・通路の位置 ・申請地の位置	
ウ	周辺状況図	Ａ３横Ａ４折	・縮尺、方位、申請建物と真北の角度差 ・通路全域の現況（工作物、側溝、通路中心鋲等）および後退線 ※申請地には計画工作物・建築物を明示 ・通路の総延長、現況幅員および後退幅 ・通路に接する建築物の用途・構造・規模・玄関の位置 ・通路が接続する基準法上の道路幅員、道路種別 ・基準法上の道路から申請地までの通路延長	真北の根拠（世界測地系もしくは太陽観測としてください）を方位記号下に明示 申請地前面の現況幅員が４m未満で通路中心鋲がない場合は、敷地の両端部等に通路中心鋲を新設のこと 現況を実線、後退線を点線で明示 現況幅員は通路中心線からの内訳も合わせて明示 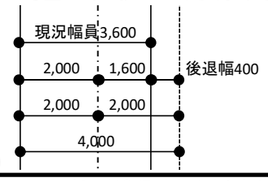 （例）
エ	配置図	Ａ３横Ａ４折	・縮尺、方位、申請建物と真北の角度差 ・通路の幅員及び高さ ・擁壁の位置その他安全上適当な措置 ・申請地及び隣接地の地盤高さ ・申請地の各部分の地盤高さ及び平均地盤面算定表 ・建築物の各部分の高さ ・下水管、下水溝またはためますその他これらに類する施設の位置及び排水経路又は処理経路 ・敷地の三斜求積図及び求積表 ・北側の高さ制限検討における真北方向の有効距離 ・道路、通路高さ制限の緩和距離	真北の根拠（世界測地系もしくは太陽観測とし、必要図書を別途添付ください）を方位記号下に明示 現況幅員および後退幅も明示し、本計画で後退する部分は斜線 ▨ とする ※ 平均地盤面算定表に関しては、別図面へ明示でも可 ※ 雨水に関しては開発審査課、下水に関しては下水道課に事前に確認ください ※ 別図面としても可
オ	各階平面図	Ａ３横Ａ４折	・縮尺、方位 ・間取り、各室の用途及び床面積 ・壁及び筋交いの位置及び種類 ・通し柱及び開口部の位置 ・延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 ・建築面積、延床面積求積図及び求積表	法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物は、 下線部分の省略可（規則第１条の３第５項第２号に準ずる） ※ 別図面としても可
カ	立面図 （２面以上）	Ａ３横Ａ４折	・縮尺 ・建築物の各部分の高さ ・屋根、外壁及び軒裏等の構造 ・隣地高さ制限及び北側の高さ制限の斜線及び検討式 ・道路、通路高さ制限の緩和距離、斜線及び検討式 ・平均地盤面の位置	適用告示、認定番号を明示（軒裏に関しては、不燃材料の使用が確認できるようにすること）
キ	断面図 （２面以上）	Ａ３横Ａ４折	・縮尺 ・床の高さ、各階の天井の高さ ・軒及びひさしの出幅	
ク	仕様書	Ａ４縦又は Ａ３横Ａ４折		※準耐火構造又は準耐火建築物の場合、添付ください
ケ	公共下水道 台帳図	Ａ４横又は Ａ３横Ａ４折		※申請地前面に公共下水道（私設管含む）が敷設されていない場合でも、申請地および通路の接続する道路の範囲のものを添付ください ※私道内共同排水設備の図面がある場合は添付ください ※下水道処理区域でやむを得ず浄化槽の計画となる場合、理由書及び下水道課との協議録を添付ください

※　日影対象建築物及び工場（作業所含む）等の建築物については、さらに別途必要な図書がありますので、事前に打ち合わせてください。

※　すべての図書に設計者の記名をしてください。（押印は不要です）

建築基準法第４３条第２項第２号許可手続きフロー

手続き［期間］	申請者	特定行政庁(草加市)	建築審査会
通路相談［約２週間］	通路相談票の提出 ※ 相談地前面の道が、法第４３条第2項第2号通路（個別審査・包括同意）として指定されていない場合のみ提出してください。	相談票の受理 ↓ 現地調査 ↓ 内部協議 ↓ 相談票の決裁	
	通路相談回答受理		
事前審査［案件による］	事前審査申出書の提出 ※ 小規模開発事業申請に関する条例等について、事前に開発審査課に確認してください。 ※下水道処理区域でやむを得ず浄化槽の計画となる場合、事前に下水道課と協議してください。	事前審査申出書受理 ↓ 現地調査 ↓ 審査	事前相談
	審査結果受理（連絡）	決裁	回答
許可申請［案件による］	許可申請書の提出 ※ 建築行為に関する小規模開発事業申請書の提出について、開発審査課に相談してください。（小規模開発事業確認書の交付後に建築確認申請を行ってください）	許可申請書の受理 ↓ 審査 ↓ 消防同意	審議
	許可通知書受理 ↓ 審査会用データ提出	決裁	答申 報告

※許可後の訂正、計画の変更等は原則できません。

⇩ 個別に審査を要する場合

⬇ 包括同意基準に該当する場合　…　各手続の所要期間の目安は、事前審査は約４週、許可申請は申請書の提出から許可通知書受理までで約２週ですが、状況によりこれ以上の期間が必要になる場合があります。

令和5年1月版